

広報  
とっいん  
No.476

平成27年  
8  
2015

TOIN INFORMATION



7月5日(日) 第20回記念 こども歌舞伎公演が行われました

内容

特集 子どもの権利条例	2~7
6月補正(肉付け)予算	8~9
児童扶養手当制度・福祉医療制度	10
2つの給付金・振り込め詐欺	11
空家リノベーション支援事業・図書館だより	12
スポーツ	13

カメラルポ	14~15
ズームアップおおだい・広報文芸	16
お知らせ	17~22
広報カレンダー	23
わが家の大將・まちの話題	24

# みんなと一歩ずつ未来に向かっ 東員町子どももの



## 東員町に暮らす全ての子どもが「愛し愛される」ために

奈良時代の歌人 やまのうえのおくら 山上憶良は、どんな宝も子どもには及ばないという意味の「しろがね くがね たま なに銀も金も玉も何せむに、まさ たから勝れる宝、こ子にしかめやも」という歌を詠みました。いつの時代も子どもたちが社会の宝であることに変わりはないはずです。

東員町は、将来を担う子どもたちが、笑顔の絶えない元気な「東員っ子」に育ってほしいと願っています。

「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例（以下、子どもの権利条例）は、すべての子どもが愛し愛され、幸せに暮らせるまちづくりを進めることと、子どもが豊かに育つ環境を整えることを目的として、東員町に住む子どもたちが中心となって、2年間かけてつくりあげたものです。

社会の宝である子どもたちがいつまでも笑顔でいられるために、より良く生きていくために、私たちはどうすればよいのでしょうか。

その答えは、きっとこの条例の中に見つかるはずです。

ていく

# 権利条例

平成27年  
6月19日  
制定

## 子どもの権利条例とは

日本は、国際条約である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准しています。この国際条約は、児童を保護の対象としてではなく、権利の主体としてとらえています。三重県では、子どもが健やかに育つことのできる地域社会の実現を目指して、平成23年に「三重県子ども条例」を施行しました。県内の市では名張市が「子ども条例」を平成18年に制定しています。

県内の町では東員町が初めての「子どもの権利条例」の制定となります。また、条例名中に「権利」の文言を使っているのも県内では初めてのものとなります。これは、子どもたちが「権利の主体」として自覚や意志を持ち、社会を担う大切な一員として認められ、幸せに過ごすことができるまちを目指していきたいとの想いから付けられています。

## 条例の6つの柱

### 愛される権利

ありのままの自分を受け入れてもらうこと。自分の気持ちや考え、個性や能力が認められ、大切にされることなど。

### 守られる権利

命が守られること。あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。愛情と理解を持って育まれることなど。

### 自分らしく生きる権利

ありのままの自分に自信をもって生きること。発達に応じて、自分で自分のことを決めることなど。

### 育つ権利

遊び、学び、休息すること。家庭で食事や会話などの楽しい時間を過ごすことなど。

### ともに生きる権利

性別、年齢、国籍、文化などが異なる人たちと、ふれあい、受け止めあい、育ちあい、仲間になる機会が得られることなど。

### 意見を表明し、参加する権利

自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。表明された意見や考えが尊重されることなど。

## みんなと一歩ずつ 未来に向かっていく 東員町子どもの権利条例

※抜粋 全文は町ホームページをご覧ください

本条例は、前文（次ページ掲載）と34条の条文で構成されています。条文は左欄の6つの柱のほかにも次のようなことが定められています。

### 第11条

保護者及びその家族は、その養育する子どもに対し、虐待を行ってはなりません。

### 第14条

学校関係者等は、子どもに対し、いかなる理由をもって、体罰という名の暴力を行ってはなりません。

### 第15条

学校関係者等は、子どもにとって重大な権利侵害であるいじめの防止に努めなければなりません。

### 第19条

地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、町は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう、子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育の環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとします。

### 第25条

町は、子どもが町政等について町民として意見を表明する機会の保障に努めるものとします。

## 子どもの権利について考えてみませんか

人は生まれながらに権利を持っています。しかし、子どもだからというだけで意見を聞かず無理を押しつけたりしていませんか？

子どもが持っている権利について、この条例をきっかけに一緒に考えてみませんか。

### 子どもの権利って何なの？

子どもの権利は人権です。生まれながらにして、すべての子どもにあります。例えば、赤ちゃんがお腹をすかせて泣いています。このときに赤ちゃんには、おっぱいや、ミルクを飲む権利があります。このように子どもたちには「育つ権利」「愛される権利」「守られる権利」「自分らしく生きる権利」があるのです。

### 子どもに義務や責任はないの？

先ほどの赤ちゃんが「〇〇の義務を果たしていないから、おっぱいを飲む権利はありません」なんて言われたらどうなるのでしょうか？きっと、悲しいことになってしまいます。また、〇〇に入る言葉はないはずです。つまり、赤ちゃんには、義務や責任はないのです。

### 義務や責任はどこへいったの？

赤ちゃんに、おっぱいや、ミルクをあげなければならぬのは大人です。よって、周りの大人に義務と責任があるのです。では「義務教育」の“義務”は、誰に課せられているのでしょうか？答えは「大人」です。大人は、教育を受けさせる義務があり、子どもは、教育を受ける権利があるのです。このことは、日本国憲法でもうたわれています。



### 子どもがわがままにならない？

子どもは自分の考えや願いを自由に表明し、大人に聴いてもらう権利があります。幼いころから「聴いてもらえる」「わかってもらえる」というような経験を積み重ねることで、前向きに生きていくという「意欲」が高まります。逆に、そういった経験がないと、困った状況になっても周りの人に相談できなくなったり、自分に自信が持てなくなったりしてしまいます。子どもが権利を逆手にとって勝手なことを言うかもしれません。しかし、これは決してわがままではありません。そんな時は、子どもの意見を受け入れられない理由を丁寧に説明してあげることが大切なのです。

### 子どもの権利が保障されると

子どもの権利が尊重される中で、豊かな子ども時代を過ごす間に、子どもは権利の認識を深め、権利を実現する力、そして他者の権利を尊重することの大切さが分かってきます。つまり、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他者の権利が尊重され、保障されなければならないということが身につくのです。

### あなたにとっての子どもの権利とは？ まず大人が理解を

子どもの権利意識を育むためには、まず大人が子どもの権利について理解し、尊重することが大切です。子どもは、自分の気持ちや、考え、意見を言うことで、自分の中にある自分自身を発見していきます。耳を傾けてくれる大人が周りにいれば、自分の考えをその年齢なりにまとめます。自

分の気持ちを聴いてもらうことによって、子どもは自分が認められているということを実感します。たくさんの人との意見を交わす中で、話すこと、伝えることの大切さを理解していくのです。

「子どもは黙っていなさい」と言いたい心をぐっとこらえて、子どもの話に耳を傾けられる大人になりたいものです。きっと、このことが、本条例制定の意義であり、はじめの一步になるはずです。

## 子どもの声

# 子どもの権利条例前文に 込められた子ども委員の想い

日本が批准している「子どもの権利条約」の第12条に「子どもに影響を及ぼすことが定められるときには、そのすべての事柄について、子どもは自由に意見を表明でき、その意見は子どもの年齢と成熟に応じて正当に重視されなければならない、司法・行政手続きにおいても子どもの意見を聴く機会が保障されなければならない」と書かれています。そこで、東員町の「子どもの権利条例」の「前文」は、子どもの権利条例づくり推進子ども委員会（以下、子ども委員会）で作成しました。子ども委員会が考えた「前文」を取り入れているのは、権利行使の主体である子どもの意見を尊



重しなければならないという原則を示すことになり、成長の途上にある子どもにとって、自分にかかわる事柄の決定過程に参加していくことの意義を明示した形となっています。内容や文法上、十分ではないところもありますが、そのままの形で採用しています。

## みんなと一歩ずつ未来に向かっていく 東員町子どもの権利条例

### 前 文

国で子どもの権利条約が定められている中で、東員町の条例をつくり、子どもが安心できるような町にするのと同時に、子どもと大人の間を振り返り、良い町にしたいです。ある先人は、何よりも子どもが大切という内容の短歌をつくりました。それに対して、私たちは、「子ども全員が大切にされてほしい」、「子どもが安心できる場所があってほしい」、「子ども全員がやさしい笑顔とあたたかい笑顔がつかれるようになってほしい」など思っています。お互いの意見を尊重し合える事も大切です。私たちのほかにも、このようなことを思っている人はたくさんいると思います。

今の保護者の中には、自分の子どもに対して、無責任な人がいます。自分の子どもの面倒を見ず、一人で遊びに行ったり、車の中においていったまどこかへ行ったりなど、無責任な行動が目立つようになってきました。自分の子どもを育てるのをやめたり、虐待をしたり、自分の子どもがいじめに関わっていても、何も考えない親がいたりします。例えば、東員町子どもの声アンケートの結果で、「家族に大切にされていると思いますか」という項目では、2,213人中の20人の人が思わないと回答しています。このような状態で、本当にいいのでしょうか。こんなことでは、今、深刻化しているいじめの問題が解決するはずがありません。

子ども同士のトラブルで、命を絶つ子も少なくありません。それを解決するためには、いじめや体罰、そして虐待をなくさなければいけません。いじめをすると、した方もされた方も傷つきます。子どもだからという理由で、残酷ないじめという状況を大人側の考えで片付けないでほしいです。

もちろん、子ども同士もがんばらないといけません。保護者は、それ以上にそんな子どもの手助けをできるようにしてほしいです。そして、子どもが自ら行動できるようになるためには「やって」、「やれ」などではなく、「やってみよう」などあたたかく見守ってほしいです。

大人の勝手な行動で、子どもが傷ついているかもしれません。

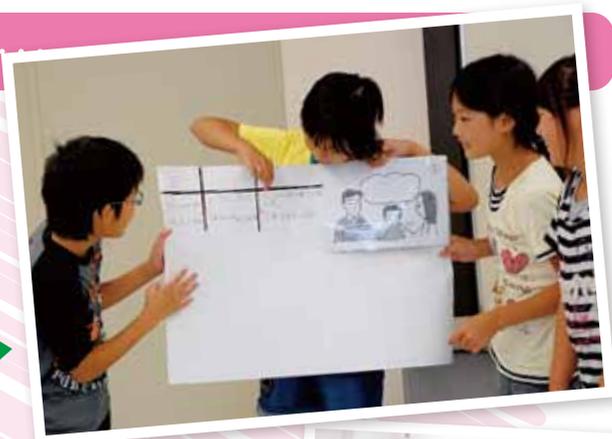
町民一人ひとりが愛し愛されるように、もう一度自分を振り返ってみてはどうでしょう。

みんなが幸せに暮らせる町を創りあげましょう。



## 子ども委員会

平成25年7月に公募で集まった小学5年生から中学1年生までの子ども委員たち25人は、この2年間で心も体も大きく成長しました。大変だったけど条例づくりに関わった間の経験は何事にも変えられないものとなりました。



みんなの前で発表▶



▲グループ討議も何十回も重ねてきました

▼2年間お疲れさまでした



▲息抜きも大切です



▲子どもの権利条例報告会にはたくさんの方が来てくれました



◀尾木ママと一緒に

### 一人ひとりの意見を大切にしたい

子どもの権利条例づくり推進子ども委員会 河井 陽菜乃 さん

私が子どもの権利条例をみんなで作る時に思っていたことは、東員町の子どもの一員として考えるのであって、自分ひとりだけの考えばかりを通さないようにしようということでした。私は、以前から人権のことに興味を持っていて、自分の意見や他の子たちの意見を聞いたりしてみたいなぁと思っていました。だから、この条例をつくるのにあたって、私がしたかった事が実際にできたことが、とてもうれしかったです。

子どもの権利条例は、どの子どもたちにも必要なものだと思うので、たくさんの方にこの条例を知ってもらいたいです。私たちも、みんなに大切にされる条例をつくるために、アンケートや講演会などを行ってたくさんの意見を取り入れることができましたと思っています。これからも子どもの権利条例を中心に、子どもたち一人ひとりの意見を大切にしていけたらと思います。



# VOICE ～子どもの権利条例への想い～

これまで子どもの権利条例策定にかかわっていただいた方にお話を伺いました



## 子どもたちのあるがままを受け止めること

子どもの権利条例づくり推進町民委員会委員長

三重県子どもNPOサポートセンター理事長 田部 眞樹子 さん

「あるがままを受け止めてあげてください」と言ったとき、大抵の大人は「とんでもない！子どもがわがまま勝手になっていいんですか！」という顔をされます。でも安心してほしいのです。子どもは周りから受け止められ、共感されることで満たされれば、葛藤しながらやがて世間の論理を引き受けられるようになっていくものなのです。子どもは自分の要望と同時に他人に優しくしたいという気持ちがあります。故に、自分の要望が満たされた後の子どもにかかわる大人の適切な向かい合い方が重要になり、問われるのだと思います。

将来の人間性の土台は、乳幼児期の成育環境を基礎としています。故に権利侵害である虐待や大人の支配が大きな問題になるのです。そして集団（保育園・幼稚園）の子どもへの向かい合い方、つまり保育教育のあり方が重要だと私は考えています。その意味において、平成25年度から行われていた子ども委員会・大人委員会の話し合いの内容は、東員町の20年先を左右するものであったと思っています。

## 将来を担う子どもたちのために 教育長 岡野 譲治

私が以前勤務していた学校では、特別支援学級在席児のお母さんから話を聞く機会を設けていました。ある日、ひとりのお母さんの話を聞いて、A君は次のような感想を書きました。「僕は、みんなと違って少し〇〇が悪い。それが分かった時自分が嫌になった。僕は何も悪いことをしていないのに、なぜ〇〇が悪いんだろうと思いながら話を聞いていた。だけど、神様が〇〇が悪くても幸せになれると思ったから、僕の〇〇は悪いのかなと思って聞いていたら、嫌だった自分がすごく好きになったし、すごくうれしかった」

「ありのままの自分を好きになる。自分はこれでいいのだ」と思えることが自己肯定感です。この思いをひとりのお母さんが育ててくれました。いま、私たち大人は、このお母さんのように子どもたちを元気づける存在であるのでしょうか？

66,701件（平成24年度児童虐待相談件数）、185,860件（平成25年度いじめ件数）この数字を見ると暗然たる思いですが、私たち大人はその解決に向けて主体的に行動しなければなりません。「権利」とは、人として当たり前前に幸せに生きることを保障するものです。東員町では2年間、子どもたちと町民の皆さんと協働しながら「子どもの権利条例」を策定しました。この条例を指針として、将来を担うすべての子どもたちの幸せのために努力をしたいと思っています。



問 学校教育課 ☎86-2815

## あなたも、東員町「子どもの権利委員会」に参加してみませんか？

子どもの権利の視点に立った施策を推進するため、東員町「子どもの権利委員会」を置き、子どもに関する計画などを検証、推進するための委員を公募します。

募集期間 8月10日(月)～8月24日(月)

募集人数 若干名

募集資格 町内在住・在勤で満20歳以上の方（町職員は除く）  
町の審議会などの公募委員に就任していない方

その他 第1回子どもの権利委員会（委嘱式含む）は9月下旬から  
10月初旬に開催予定（会議は年間5回程度）

申 問 健康保険課 こども家庭係 ☎86-2803

## 平成27年度6月補正(肉付け)予算

# 一般会計に総額 3億8,085万9千円を追加しました

平成27年度当初予算は、義務的経費や経常的経費などを中心とした「骨格的予算」として編成を行いました。これに対し、6月補正予算では「肉付け予算」として、公共施設の改修工事などの投資的経費を中心に予算編成を行いました。

### ◆補正予算の概要

今回の一般会計の補正予算額は、3億8,085万9千円で、補正後の総額は、76億6,085万9千円（前年度当初予算比4.4%増）となりました。補正を行った一般会計の内訳は以下のとおりです。

会計区分	6月補正予算額 (肉付け予算)	平成27年度6月補正後 (肉付け後)予算額	平成26年度 当初予算額	前年度比 伸び率(%)
一般会計	3億8,085万9千円	76億6,085万9千円	73億3,966万円	4.4

### ◆一般会計歳出の内訳

歳出区分	6月補正予算額 (肉付け予算)	平成27年度6月補正後 (肉付け後)予算額	平成26年度 当初予算額	前年度比 伸び率(%)
議会費	0	1億3,441万円	1億2,632万1千円	6.4
総務費	8,461万4千円	9億5,363万1千円	9億1,604万2千円	4.1
民生費	1億2,821万4千円	25億7,885万7千円	24億8,136万9千円	3.9
衛生費	541万9千円	7億1,485万9千円	7億1,150万4千円	0.5
労働費	0	349万9千円	340万2千円	2.9
農林水産業費	0	1億6,823万3千円	1億5,048万6千円	11.8
商工費	0	1,494万2千円	1,593万2千円	▲ 6.2
土木費	2,405万9千円	7億6,762万8千円	6億1,692万9千円	24.4
消防費	1,080万2千円	4億6,675万1千円	4億1,565万1千円	12.3
教育費	1億2,775万1千円	13億6,976万円	13億4,722万3千円	1.7
公債費	0	4億7,828万9千円	5億4,480万1千円	▲ 12.2
予備費	0	1,000万円	1,000万円	0.0
合計	3億8,085万9千円	76億6,085万9千円	73億3,966万円	4.4

### ◆一般会計歳入

今回の補正予算の主な財源は、国や県からの支出金が6,702万円、基金繰入金が2億3,200万円、繰越金が8,053万5千円などとなっています。

## 肉付け予算で計上された主な事業

### 公共施設の改修

公共施設の老朽化に伴い、長期的な視点で計画的に施設の改修を行うことにより、維持管理費用などの財政負担を縮減・平準化させるとともに、施設の安全性と長寿命化を図ります。

#### 庁舎等施設維持管理事業

3,138万円

議場の空調設備改修工事などを行います。  
また、今後の公共施設の長寿命化を計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を策定していきます。



#### ふれあいセンター整備事業

8,939万円

屋根の防水工事および空調設備の改修工事を行います。

#### 総合文化センター維持管理事業

5,812万円

図書館トイレをバリアフリー化し、洋式トイレに改修します。  
また、ひばりホール照明設備の改修工事などを行います。

#### 小・中学校施設整備事業

3,410万円



神田小学校プールの塗装改修工事および東員第一中学校校舎屋上の防水改修工事などを行います。

#### 体育施設整備事業

1,981万円

陸上競技場の空調設備改修工事および中央球場の施設改修工事を行います。



### マイナンバー制度



10月から、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方に12桁の番号が通知され、平成28年1月から税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されることに伴い、関連するシステムの改修などを行います。

#### マイナンバー制度関連事業

4,899万円

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、通知カードや個人番号カードの作成および関連するシステムの改修などを行います。



問 財政課 ☎86-2820

## 児童扶養手当制度

父母の離婚などにより、父または母のみで子どもを育てている（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助けるための制度です（所得制限があります）。認定請求の申請をしていない方は、対象になるか必要事項を確認させていただいたうえで、申請のご案内をしますので、健康保険課子ども家庭係までお問い合わせください。

### ●手当の額（平成27年8月現在）

対象児童数	手 当 額
1 人	月額 9,910円 ~ 42,000円
2 人	月額14,910円 ~ 47,000円

※対象児童が3人以上の場合の手当額は、3,000円ずつ加算されます。

※手当額は、扶養親族などの数と所得額に応じて決定されます。

### ●現況届について

児童扶養手当の受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要となります。

今年度も該当の方にはご案内文書および現況届の用紙をご自宅へ郵送させていただいておりますので、8月31日(月)までに健康保険課 子ども家庭係へ提出してください。

提出がない場合は8月以降の児童扶養手当が受給できなくなりますのでご注意ください。所得制限などで支給停止中の方も認定を継続するためには手続きが必要です。

申 問 健康保険課 子ども家庭係 ☎86-2803

## 福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度とは、受給資格者が医療機関にかかったとき、保険適用分の自己負担分を後日助成する制度です。

区 分	対 象 と な る 方
障がい者医療	●身体障害者手帳1級～4級の交付を受けた方 ●知的障がい者と認定され、知能指数が70以下と判定された方 ●精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方（精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方は通院分のみ助成対象です）
一人親家庭等医療	●配偶者のいない20歳までの子を養育する親とその子 ●父母のいない20歳になるまでの子
子ども医療	●15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども

※受給資格には所得制限があります。所得制限額、申請方法については健康保険課 保険年金係へお問い合わせください。

※日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用される場合は、助成対象外です。

※高額療養費および各健康保険で定められた附加給付額を控除した金額です。

### 入院時の食事代について

標準負担減額認定証の交付を受け、医療機関へ受診する時に認定証の提示をおこなった場合に限り助成いたします。ただし、東員町国民健康保険または三重県後期高齢者医療保険以外の保険に加入されている方は、標準負担減額認定証を健康保険課の窓口へ提示していただく必要があります。

### 次の場合は必ず届出を

- 加入している健康保険証が変更になったとき
- 住所、氏名が変更になったとき
- 転出するとき
- 振込先の口座を変更したいとき
- 受給資格証を紛失したとき

### 受給資格証の更新

現在使用中の受給資格証は、8月31日をもって有効期限満了となります。引き続き対象の方には、8月中に新しい資格証を送付します。所得制限によって対象外となる方や、新たに所得課税証明書や申請書の提出が必要となる方などにも、8月中にお知らせを送付します。

問 健康保険課 保険年金係 ☎86-2805



平成27年度

# お知らせします。2つの給付金



消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も暫定的・臨時的な措置として、引き続き対象となる方へ「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

## 臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します  
1人につき6,000円

## 子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します  
子ども1人につき3,000円

平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方受け取ることができます。

◎臨時福祉給付金については、対象となる可能性のある方に8月下旬に郵送にてご案内します。

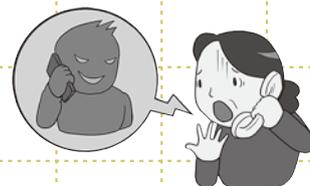
◎子育て世帯臨時特例給付金については、該当される方に8月下旬に郵送にてご案内します。対象者は、平成27年6月分の児童手当を受給されている方です。※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※公務員の方に対しては、子育て世帯臨時特例給付金についての個別の通知はありませんので、町ホームページなどでの確認をお願いします。

問 【制度に関するお問い合わせ】	厚生労働省2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570-037-192
【申請に関するお問い合わせ】	臨時福祉給付金……………健康保険課 保険年金係 ☎86-2805
	子育て世帯臨時特例給付金…健康保険課 こども家庭係 ☎86-2803

振り込め詐欺・  
還付金詐欺急増中

## 振り込む前に相談を!



実際にいなべ警察署管内であった事案です。不審な電話がかかってきても、お金は振り込まず、警察に連絡してください。

### CASE.1

料金未納により訴状が裁判所に出されたという旨の「消費契約係争通知書」というハガキが届き、そのハガキに記載された「国民被害対策相談センター」へ電話をした。電話で弁護士を紹介すると言われ、紹介された弁護士事務所へ電話をしたところ、裁判費用として最初498,000円、その後500,000円などと次々に要求され、合計約350万円を振り込んだ。その後も要求は止まらず警察に相談したところ、詐欺被害にあったことが判明した。

### CASE.2

役場の職員をかたるものから70代女性の方に「税金の還付金3万円がある。キャッシュカードと携帯電話を持って、スーパーのATMまで行ってほしい」と言われた。指定されたATMに行くと、職員をかたるものから非通知で電話があり、ATMの操作を指示してきた。指示どおり女性は約64万円を送金してしまった。

問 いなべ警察署 ☎84-0110

# 空家リノベーション支援事業を始めます

## 対象となる方

県外から東員町へ移住しようとお考えで、改修工事が平成28年2月末日までに完了できる方  
※補助金の交付後、引き続き10年以上の居住が必要です。

## 補助内容

9月1日から、移住を目的として町内の空き家住宅や空き建築物を住宅として改修する費用に対して補助します。対象工事は、県内に本店、支店または営業所を有する建設業者による改修工事であり、外構工事や容易に取り外しができるものを設置する工事は対象となりません。また、対象住宅は、耐震基準を満たす必要があります（この改修により満たす場合を含む）。

## 補助金額

改修費用の3分の1以内とし、100万円が上限です。

例：改修費用が210万円の場合 → 補助金額は 70万円  
改修費用が400万円の場合 → 補助金額は100万円



※詳細については、町ホームページをご覧ください。建設課へお問い合わせください。

※予算、希望者数により補助を受けられないことがあります。

申問 建設課都市計画係 ☎86-2809



## “へいわ”を考える!

戦後70年。でも今もどこかの国で戦争は起こり、続いています。  
私の“へいわ”考えましょう。

「へいわってすてきだね」 安里有生/詩・長谷川義史/絵  
沖縄発6歳の少年の平和へのメッセージ。

「日本国最後の帰還兵 深谷義治とその家族」 深谷敏雄/著  
大戦時中国戦線でスパイとして活躍した憲兵深谷義治。彼の次男が、一家の悲劇のすべてを伝えるノンフィクション。

「奇跡のプレイボール」 大社 充/著  
太平洋戦争で戦った日米の元兵士たちが、60年以上の時を経てハワイに集まった。  
奇跡のプロジェクトの物語。



### 第17回

## ひばりおはなし会

日時 9月12日(土) 10:30~11:30  
場所 保健福祉センターホール  
内容 投影絵本/とびだし絵本/ロール絵本の読み聞かせと手あそび  
対象 幼児から小学生の親子



8月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

9月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

●印がお休みです  
(火曜日・第2月曜日・最終月曜日が休館です)

## 読み聞かせ会

日時 8月8日(土)・22日(土)  
11:00~

場所 総合文化センター図書館横  
プレイルーム

問 図書館 ☎86-2818

## 体育協会 募集

### 町民ゲートボール大会

日時 8月29日(土)【予備日30日(日)】 8:00~  
 場所 六把野ゲートボール場  
 参加資格 町内在住者  
 参加費 なし  
 申込方法 大会当日8:00までにチーム単位で来場  
 (1チーム:5~8人)  
 組合せ抽選会(8:10)の出席をもって  
 参加とします。



### 町秋季テニス大会(ダブルス)

日時 8月30日(日)  
 【予備日9月6日(日)】 8:30~  
 申込締切 8月20日(木)



### 町秋季テニス大会 (ジュニア・ミックス)

日時 9月13日(日)【予備日20日(日)】 8:30~  
 申込締切 9月3日(木)  
 場所 城山テニスコート  
 参加資格 町内在住・在勤者  
 ※ダブルス・ミックスは、ペア1人が参加資格該当者  
 であれば、町外の方も参加可能。  
 昨年度の本大会優勝ペアは、同一ペアによる参加  
 は不可。

参加費 1チーム500円(当日徴収)  
 申込先 硬式テニス専門部長 若松 (☎76-6785)

### いなべ水泳大会 兼 B&G海洋センター水泳大会

日時 8月30日(日)  
 8:00~  
 場所 いなべ市運動公園B&G海洋センタープール  
 参加資格 年齢制限なし  
 参加費 500円  
 問合せ いなべ市体育協会 (☎74-3855)



## とういんフレンドリークラブ 募集

### 大人もOK!スケートを楽しもう!!

氷の上を楽しくスケーティングしましょう!

日時 11月15日(日)  
 9:00~集合・受付(総合体育館)  
 9:30(出発)~15:30(帰着予定)  
 場所 邦和スポーツランド  
 定員 30人  
 参加費 会員4,000円 一般4,500円  
 (バス代、滑走料、貸靴代、昼食代、保険料含む)  
 ★小学2年生以下は保護者同伴



持ち物 スケートに適した服装・手袋・飲み物・着替え

締切 9月11日(金)

※お詫び 開催日、定員について当初の予定より変更  
 がございます。ご了承ください。

### 0.1秒でも速く走ろう!(小学生対象)

運動会に向けて速く走るコツをゲットしよう!

日時 9月19日(土) 9:00~10:30  
 場所 陸上競技場  
 定員 50人  
 参加費 会員500円 一般1,000円  
 持ち物 走りやすい靴・帽子・着替え・飲み物・タオル  
 締切 9月11日(金)



## 大会結果

### 自治会対抗男子バレーボール大会

6月14日(日)・21日(日) 総合体育館  
 優勝 中上  
 準優勝 八幡新田



優勝 中上



## 東員第一中学校「命の大切さを学ぶ教室」

6月20日(土)

この教室は、三重県警察本部が、交通事故や犯罪事件などの被害者遺族の講演を通して、いのちの大切さを学び被害者も加害者も出さない社会をつくろうと、県内の学校を対象に行っています。

この日は交通事故被害者の遺族で「いのちの言葉プロジェクト」代表の鷲見三重子さんが「いのちの灯りをともして」と題し講演を行いました。会場には、遺族から亡くなった方へのメッセージが添えられた「いのちの灯り」と呼ばれる灯ろうが展示され、生徒たちは命の大切さを改めて考えていました。

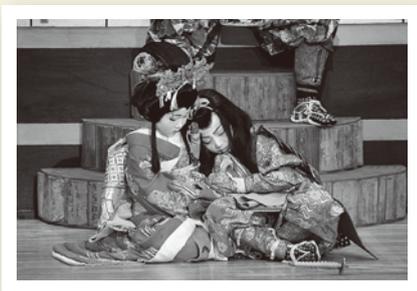


## 第20回記念 東員町こども歌舞伎公演

7月5日(日)

今年で20回目を迎えたこども歌舞伎の公演がひばりホールで行われ、小学生から高校生までの15人の子どもたちが、満席の観客の前で堂々とした歌舞伎を披露しました。

▼絵本太功記十段目 尼ヶ崎閑居の場



▲本番前の化粧



▲傾城阿波鳴門どんどろ大師の場

## 稲部幼稚園・いなべ保育園「あい染め体験」 7月8日(水)

稲部幼稚園・いなべ保育園では、自然の草木から染め物ができることを体験してもらおうと数年前からあい染めに取り組み、5歳児がアイの葉をプランターで育てています。

この日は摘みとった葉から染液を作り、ハンカチを染めていきました。また、ビワの葉で染めていたハンカチもできあがり、遊戯室には優しい自然の二色に染まったハンカチが並んでいました。

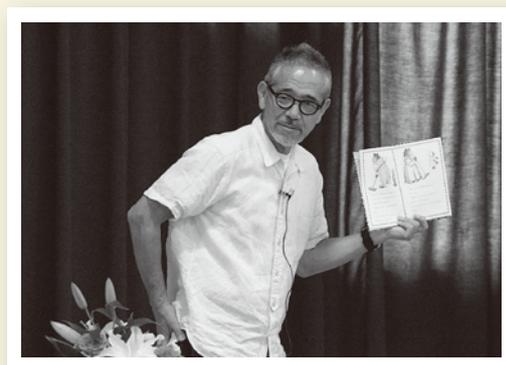


## 三和幼稚園・みなみ保育園「絵本の読み聞かせ講演会」 7月9日(木)

東員町16年一貫プランの一環として、昨年度から始まった「読書登山」の推進のため、町内各園で絵本の読み聞かせ講演会を行っています。

この日は三和幼稚園・みなみ保育園で行われ、園児や保護者およそ160人が参加しました。

子どもの本専門店メリーゴーランド店長の増田義昭氏を講師に迎え、絵本の読み聞かせと保護者に対する講演が行われ、参加した皆さんは増田さんの話を熱心に聞いていました。



# 千客万来夏まつり



**日時** 8月15日(土) 17:00~ (小雨決行、荒天順延16日)

**場所** 大台町役場駐車場 (大台町佐原750番地)

**内容** 子どもみこし、浴衣コンテスト、こども浴衣ファッションショー、花火 (20:30分頃)、抽選会など

**問** 千客万来夏まつり実行委員会 (大台町商工会内) ☎0598-82-1411

## 広報文芸

### ■展・土曜の会

種まきに花壇起せば地中より  
みみずの王がおどりて出づる

富永幸子

広辞苑に載って無き語の多々増えて  
断捨離というをぼちぼち始む

川合孝子

石畳ゴシックエリアの迷路行き  
ローマ時代ヘタイムスリップす

山田由紀子

### ■東員文芸クラブ

木葉木菟峰の薬師をこふ如く

横山百郎

朝焼や雲海湖面になだれ込む

加藤好則

白装の遍路の列の青野往く

山川須輪

### ■東員俳句会

川床を組み終へ京の夏来たる

森 繁生

児が泣けば婆も泣きたし積乱雲

伊藤ゆう子

見廻りの度に教える西瓜畑

上原君代

### ■笹百合俳句会

梅雨晴れや漁家に干されし尾鷲傘

加藤好則

立山の冷酒ではじむ同窓会

大久保峯夫

紫陽花や傘傾けて抜ける路地

井上光治

### ■しゃくやく句会

風薫る木遣の響き渡しまで

荻野恵子

藍暖簾くぐれば透くる葛ざくら

浦田朝子

風を読む天牛髭を揺らしつつ

早瀬牧子

イベント

## 第17回 朝市祭



朝市の日ごろのご利用、ご愛顧にお応えし朝市祭を開催します。町内で採れた野菜・ほおずき・果物などを販売しますので、皆さんぜひご来場ください。

★日時 8月12日(水)

9:00~11:00 (雨天決行)

※商品がなくなり次第終了

★場所 東員町育苗研修交流施設  
(ガラス温室)

☎ 産業課 産業振興係 ☎86-2808

## 第45回

## 東員フリーマーケット



★日時 9月5日(土)

9:00~12:00 (雨天中止)

★場所 陸上競技場駐車場

★主催 東員町クリーン作戦委員会

☎ 環境資源課 ☎86-2807

募集

## 公民館講座受講者募集

後期分11月~3月分の募集を行います。受講資格、申込方法の詳細は4月に配布した「平成27年度公民館講座受講者募集」をご覧ください。

★受講資格 町内在住の成人の方(初心者対象)

★受講料 1講座5,000円(開講初日に集金、途中退会返金不可)

★申込方法 はがきに①講座Noと講座名②住所③氏名(フリガナ)④電話番号⑤生年月日をご記入の上、下記まで郵送ください。

★郵送先 〒511-0251 東員町山田1700 一般社団法人東員町文化協会

★受付期間 9月2日(水)~16日(水) 必着(応募多数の場合は抽選)

★募集結果 9月25日(金)に文化協会事務局、総合文化センター、文化協会ホームページに掲載します。最終結果は10月初旬に応募者全員に通知します。

★その他 各講座とも5人以上申し込みがない場合は開講しません。

No.	講座名	講師	受講日時	定員	準備品・材料費など
23	陶芸教室	清水酔月 池田文夫	第2・4(月) (2回目は第5) 9:00~12:00	20人	材料費 2,000円程度/10回分
24	パソコン (エクセル)	大島 潔	第1・3(木) 19:00~21:00	12人	パソコン持参、 資料代500円/10回分
25	パソコン (ワード)	大島 潔	第2・4(金) 19:00~21:00	12人	パソコン持参、 資料代500円/10回分
26	手編み	川松由喜子	第1・3(木) 9:30~11:45	10人	毛糸、用具(幹旋可)
27	写真	小池利隆	第2・4(土) 10:00~12:00	20人	カメラ持参 資料代500円/1回分
28	茶の湯	柴山祐貴子	第1・3(土) 9:30~11:30	10人	茶菓代500円程度/1回分
29	もめんの花	藤田美子	第1・3(金) 13:30~16:00	10人	1作品500円~ 1,000円程度
30	つるし飾り 教室	水野真美	第1・3(水) 10:00~12:00	15人	材料費11,000円程度
31	フラダンス 入門	山下順子	第1・3(木) 10:00~11:30	15人	教材など2,800円程度
32	アロマ テラピー	吉田久美子	第1・3(水) 10:00~12:00	10人	材料費800円~ 2,000円程度/1回分

☎ (一社) 東員町文化協会 ☎76-7711

## 有料広告を募集しています

「広報とういん」に掲載する有料広告を募集しています。掲載を希望される方は、政策課広報秘書係までお問い合わせください。

「広報とういん」  
有料掲載広告料金

縦5cm×横 6cm … 10,000円  
縦5cm×横10cm … 15,000円  
縦5cm×横17cm … 20,000円

☎ 政策課 広報秘書係 ☎86-2862

## 第48回東員町文化祭 展示作品募集

絵画や陶芸、手芸などさまざまな作品を募集します。

### ★募集要件

- ①町内在住または文化協会会員の方
- ②作品は未発表のもので下表の部門ごとに1点、合計3点まで

No.	部門	規格
1	油 絵	20号以内 (72.6cm×60.6cm以内)
2	水彩画	
3	水墨画	
4	日本絵	
5	絵手紙	
6	陶 芸	底面70cm×50cm、 高さ170cm以内
7	彫 塑	
8	短 歌	色紙、短冊など
9	俳 句	
10	生 花	底面70cm×50cm、 高さ170cm以内
11	書道(硬筆)	額装含め 60cm×240cm以内 または 縦横計250cm以内
12	書道(毛筆)	
13	編 物	底面 100cm×100cm、 高さ170cm以内
14	洋 裁	
15	押し花	平面、立面とも 縦・横・奥行きの 合計が250cm以内
16	トールペイント	
17	パッチワーク	
18	パンフラワー	
19	アートフラワー	
20	刺 繍	
21	その他手芸	
22	木目込み	
23	伊勢型紙	
24	その他工芸	
25	写 真	半切まで額装可
26	その他	上記に準ずる

### ★展示期間(前期・後期のどちらか)

- 前期 10月24日(土)～  
29日(木)  
後期 10月30日(金)～  
11月3日(火・祝)

### ★展示時間 9:00～17:00

※各期の初日は13:00から、最

終日は16:00まで

### ★会場 総合文化センター

### ★申込期間

8月19日(水)～9月1日(火)  
(日・月を除く9:00～17:00)

### ★申込方法 文化協会事務局または文化協会ホームページにある申込用紙を提出してください。

### ★出展作品説明会

9月25日(金) 19:00～  
総合文化センター 第1・2講習室

申 問 (一社) 東員町文化協会  
☎76-7711  
<http://www.toin-ca.org>

## 公民館講座 秋の天体観望会

★日時 9月20日(日)  
19:00～21:00(雨天決行)

★場所 総合文化センター  
天体観測室ほか

★受講料 500円(20歳未満無料)

★定員 30人(先着順)  
※未就学児はご遠慮ください。小学生低学年は保護者同伴必要  
※5人以上の申し込みがない場合は、開講しないことがあります。

★申込期間 8月18日(火)～  
9月4日(金)

★観望対象 アンドロメダ銀河、ガーネットスター、E T星団、二重星団など

★次回予定 平成28年1月30日(土)  
19:00～

申 問 (一社) 東員町文化協会  
☎76-7711

## 第29回 子育てのつどい 一般参加者募集

コーチングスキルに基づき、大人のかかわり方や子どもの自己肯定感の向上などについてお話しいただく講演会です。

★テーマ 「子どもがもっている育つ力を伸ばすために」

★日時 9月13日(日)  
10:00～12:00

★場所 総合文化センター 2階  
第1・2講習室

★講師 G-UP Coaching代表  
葛巻直樹氏

★申込方法 8月31日(月)までに電話で申し込みください。

★主催 東員町青少年育成町民会議  
※託児はありません。ご了承ください。

申 問 社会教育課 生涯学習係  
☎86-2816

## 東員町墓地公園 空き区画を公募します

種別	A区画	B区画
面積	1.875㎡	4㎡
永代使用料	213,000円	451,000円
管理料(1年)	2,000円	4,000円
公募区画	9区画	2区画

★申込期限 8月28日(金)  
(受付 平日8:15～17:00)

### ★申込資格

- 町に住民登録がある方(外国人の方は、永住権をお持ちの方)。
  - 使用者1人当たり1区画まで。
- ※納骨される焼骨をお持ちの方を、優先します。  
※応募多数の場合は公開抽選します。

★申込方法 印鑑(スタンプ印不可)を持参のうえ、町民課または笹尾連絡所でお申し込みください。

申 問 町民課 戸籍住基係  
☎86-2806

## 町営住宅入居者募集

### 【大木団地（大木1796番地）】

★募集戸数 1戸（C棟1号）

★入居者資格 同居する親族がある方（例外あり）、町税などの滞納のない方など、ほかにも資格要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

★申込方法 所定の申込書に入居者全員の住民票と源泉徴収票などの収入がわかる書類を添付してお持ちください。

★申込期限 8月21日（金）

★選考方法 公開抽選  
9月11日（金）10:00～

☎ 建設課 都市計画係 ☎86-2809

## 自衛官募集

### 【一般曹候補生】

★試験日

1次試験  
9月18日（金）・19日（土）

2次試験  
10月8日（木）～14日（水）  
※いずれか1日を指定

★会場 津市（予定）

★資格 18歳以上27歳未満の者

★申込期限 9月8日（火）

### 【航空学生】

★試験日

1次試験 9月23日（水・祝）

2次試験  
10月17日（土）～22日（木）  
※いずれか1日を指定

★会場 1次試験 津市（予定）

★資格 高卒（見込みを含む）21歳未満の者

★申込期限 9月8日（火）

### 【自衛官候補生】

★試験日

男子 申込時に案内

女子 9月25日（金）～29日（火）  
※いずれか1日を指定

★会場 津市（予定）

★資格 18歳以上27歳未満の者

★申込期限 9月8日（火）

☎ 自衛隊四日市地域事務所  
☎059-351-1723  
(9:00～17:00)  
自衛官募集コールセンター  
☎0120-063-792  
(年中無休 12:00～20:00)

## 「戦没者遺児による慰霊 友好親善事業」参加者募集

先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

★参加費 10万円

★実施地域 マリアナ諸島、東部ニューギニア、中国、トラック・パラオ諸島、ソロモン諸島、ミャンマー、フィリピン、終戦70周年洋上慰霊

※日程などの詳細は下記までお問い合わせください。

☎ (一社) 日本遺族会事務局  
☎03-3261-5521  
FAX03-3261-9191

## 放送大学 10月入学生募集

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。

現在、平成27年度第2学期（10月入学）の学生を募集しています。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

★分野 心理学・福祉・経済・歴史  
・文学・自然科学など

★募集期限

第1回 8月31日（月）

第2回 9月20日（日）

資料請求など、詳しくは下記までお問い合わせください。また、放送大学ホームページ（<http://www.ouj.ac.jp>）でも受け付けています。

☎ 放送大学 三重学習センター  
☎059-233-1170

## 介護職員初任者研修 受講者募集

離職者などを対象に就労支援と福祉人材の確保を目的にしています。

★研修期間 11月4日（水）～  
平成28年1月29日（金）

★場所 三重県社会福祉会館

★応募要件 三重県に住民登録がある満75歳未満の方で、研修修了後県内の福祉・介護職場に就労することの誓約が得られる方

★受講料 無料（教材費は実費負担）

★定員 39人（応募多数は抽選）

★申込期間 9月14日（月）～  
10月19日（月）

☎ (社福) 三重県社会福祉協議会  
☎059-227-5160

健康・福祉

## 認知症介護者相談 および交流会

認知症をはじめ、介護に関わる悩みや不安のご相談をお受けします。交流会もありますのでお気軽にお越しください。

★日時 9月3日（木）  
10:00～11:30

★場所 保健福祉センター 憩の間

★参加方法 申込不要、直接会場にお越しください。

※次回は10月1日（木）  
（毎月第1木曜日）

☎ 地域包括支援センター  
☎86-2856

## ひざ痛・腰痛予防教室

ひざ痛、腰痛でお悩みの方、ぜひご参加ください。

日程(全4回)	会場
9月30日(水)	城山中央集会所
10月7日(水)	
10月14日(水)	
10月21日(水)	総合体育館
10月19日(月)	
10月26日(月)	
11月2日(月)	
11月9日(月)	笹尾コミュニティーセンター
11月4日(水)	
11月11日(水)	
11月18日(水)	
11月25日(水)	

★時間 13:30～15:00

★内容 ひざ痛・腰痛予防のための体操、レクリエーションなど

★対象者 おおむね65歳以上で医師から運動制限されていない方

★参加費 無料

★定員 20人(先着順)

★申込方法 各会場とも、第1回開催日の1週間前までにお申し込みください。FAX・Eメールの場合は「ひざ痛・腰痛予防教室」を件名にして、氏名と連絡先を明記してください。

※ひとり1会場に限ります。

申問 地域包括支援センター  
☎86-2856 FAX86-2851  
Eメールhoukatu@town.toin.lg.jp

## 複合型介護予防教室

健康的に自分らしくいきいきと生活できるコツをお伝えします。

ぜひご参加ください。

★開催日(全12回)  
(9/10～11/26 毎週木曜)

9月10・17・24日
10月1・8・15・22・29日
11月5・12・19・26日

★時間 13:30～15:00

★場所 城山中央集会所

★内容 運動・口腔・栄養・認知・うつ・閉じこもり予防に関するプログラムを運動指導士や歯科衛生士、栄養士などの専門員による指導

★対象者 おおむね65歳以上の方

★参加費 無料

★定員 20人

★申込方法 8月27日(木)までにお申し込みください。FAX・Eメールの場合は「複合型介護予防教室」を件名にして、氏名と連絡先を明記してください。

★その他 平成28年1月～3月にふれあいセンターで、同内容の教室を開催する予定です。詳細は広報12月号でお知らせします。

申問 地域包括支援センター  
☎86-2856 FAX86-2851  
Eメールhoukatu@town.toin.lg.jp

## 東員町・大台町 介護者交流会

大台町の介護者の皆さんと食事をしながら交流しませんか。「瀧原神宮」参拝、道の駅「奥伊勢木つつ木館」にも立ち寄ります。

★日程 9月17日(木)  
9:00ふれあいセンター集合  
16:00帰着予定

★場所 奥伊勢フォレストピア

★参加費 500円(昼食代含む)

★対象者 高齢者などを介護している家族

※参加中の介護はケアマネジャーにご相談ください。

※FAX・Eメールでの申し込みの場合は「大台町」を件名にして、氏名と連絡先を明記ください。

※次回は11月26日(木)「ボディマッサーJ」です。

申問 (社福) 東員町社会福祉協議会  
☎76-1560 FAX76-1559  
Eメールfukushi@toinshakyo.or.jp

## 緊急医療情報キット 「おたすけ箱」の配布

かかりつけ医療機関、服薬機関、服薬内容、持病などの医療情報や親族などの緊急連絡先が書かれた救急医療情報用紙が入った専用の容器です。自宅の冷蔵庫内に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。

★対象者

- ①65歳以上の高齢者
- ②障がいのある方

★申請方法

- ①は長寿福祉課 ②は地域福祉課に申請書を提出してください。

★活用方法

- ①救急車を呼んだ時に、本人の情報を救急隊員にすぐに伝える
- ②災害時に避難場所などで医療的な情報を伝える
- ③緊急時に連絡をしてほしい方の情報を確認する

申問 長寿福祉課 ☎86-2823  
地域福祉課 ☎86-2804

## 高齢者調査にご協力をお願いします

★調査目的

- ①災害などの緊急時の支援・連絡体制の整備
- ②福祉行政・福祉事業の推進

★対象者

- ①新たに65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方
- ②転入・転居された65歳以上の方
- ③65歳以上の一人暮らしの方

★調査方法

担当地区の民生委員が対象の方のご家庭を訪問します。

申問 地域包括支援センター  
☎86-2856

お知らせ

## 平成27年は 国勢調査の年です

国勢調査は、日本の人口や世帯の状況を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する最も重要な統計調査で、10月1日に日本に居住しているすべての人が対象になります。調査の結果は、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データとなりますので、国勢調査へのご回答をよろしくお願いいたします。

★**調査方法** 9月上旬から国勢調査員証を身に付けた調査員が皆様のご自宅を訪問し、調査関係書類を配布します。

★**回答方法** 調査票へ記入後、郵送または調査員へ提出します。また、パソコンやスマートフォンを使ってインターネットで回答することもできます。

くわしくは    
<http://kokusei2015.stat.go.jp/>  
 ※国勢調査を装った不審な訪問者、電話、電子メールにご注意ください。

☎ 政策課 政策係 ☎86-2811

## 3感EDUCATION 4

幼児前期（1歳から2歳までぐらい）の子育てで大切なことは、基本的信頼感を土台にしながら、子どもの自律性を育むことです。

### 「自律性」とは？

自分で自分をコントロールする力、つまり自制心のことです。

### 「自律性」を育むには？

初めは、トイレトレーニングなどのしつけを通じて自律性を育みます。しかし、このしつけが難しい…思うようにいかない…。当然です。だからといって、放っておくとか、自分には無理だから園へ入れてお願ひしようとしても、本物の自律性は育ちません。基本的信頼感を土台にしますので、子どもにとっての基本的な相手は、やはり、お母さん・お父さんになります。

では、わが子のしつけにおいて一番のポイントになってくることについて考えてみましょう。皆さんは、何が一番のポイントだと思いますか？

きっといろいろな考えがあるかと思いますが、東員町が推進している16年一貫教育プランにおいては、一番のポイントは“待つ”ことであると考えます。

では、この“待つ”とはどういうことなのでしょう？

それは、待つ=とても大切なことは丁寧に教える。そしてできるようになるまでは手伝ってあげる。いつから自分だけでできるようになるかは待ってあげる。ということです。

つまり、人間の「意志」のところを育てるということです。

このように、丁寧に繰り返し教えていくことで、自分の衝動を抑え、社会的ルールを守っていく力、自律性が育まれるのです。

☎ 学校教育課 ☎86-2815

## 寄付ありがとうございました

### 社会福祉協議会への寄付

#### 香典からの寄付

山田	毛利 宏規	様
南大社	石垣 彌次	様
中上	服部 はつ子	様
南大社	太田 智之	様
南大社	清水 幸一	様
長深	廣田 富子	様
北大社	駒田 幸男	様

#### 福祉事業への寄付

桑名市	株式会社ほくせい	様
城山1	中野 ひとみ	様

### 社会福祉法人いずみへの寄付

笹尾東	小田 朝繁	様
	匿名希望2名様	

## 東員町 番組案内

## とういんプラムトピックス

ケーブルテレビ12chで放送中!

### ～町のHOTな話題～

★時間 7:00～、13:00～、16:00～、19:00～、22:00～  
 ※毎週金曜日に番組を更新! 放送時間は15分

### ～スペシャル番組～

#### 第20回記念 こども歌舞伎公演

「絵本太功記 十段目 尼ヶ崎閑居の場」「傾城阿波鳴門 どんどろ大師の場」

★日時 9月4日(金)～10日(木) 19:15～

※とういんプラムトピックス・スペシャル番組の詳しい放送内容は、放送番組内、町ホームページでお知らせしています。

※番組は予告なく変更になる場合があります。

※トピックスはインターネットでも! 町ホームページ内から。

☎ 政策課 広報秘書係 ☎86-2862

# 保健福祉

## 離乳食教室

**日時** 8月19日(水) 10:00~11:30  
受付 / 9:50~

**対象者** 生後3カ月~1歳3カ月の乳児の保護者  
平成27年2月16日生~平成27年4月15日生の乳児  
対象の方には初回のみ通知します。上記生年月日以外の方は個別通知されませんので、直接お申し込みください。

**場所** 保健福祉センター 2階 栄養指導室

**持ち物** 母子健康手帳、筆記用具

**内容** 離乳食のすすめ方、調理実演、試食(保護者のみ)、栄養相談、育児相談

※予約制で託児もありますが、先着10人ですので、早めにお申し込みください。申込期限は8月14日(金)までです。

## 育児相談

**日時** 8月26日(水) 10:00~11:30

**対象者** 乳幼児とその保護者

**場所** 保健福祉センター 1階 憩の間

**持ち物** 母子健康手帳

**内容** 育児相談、栄養相談、身体計測

※申込不要、直接会場へお越しください。

## 3歳6か月児健康診査

**日時** 9月10日(木) 全体受付 / 13:30~14:30

**対象者** 平成24年1月10日生~平成24年3月3日生の幼児

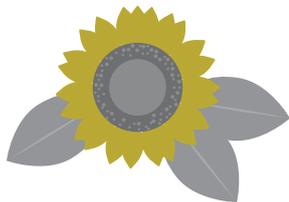
**場所** 保健福祉センター

**持ち物** 母子健康手帳、健康診査票、尿

**内容** 問診、歯科健診、内科健診、身体計測、育児相談、栄養相談

※申込不要、対象の方には通知します。

☎ 健康保険課 健康づくり係 ☎86-2803



# ふれあい相談

## 年金相談

8月6日(木)・13日(木)・20日(木)・27日(木)  
9月3日(木)・10日(木)・17日(木)・24日(木)  
10:00~15:00 桑名市民会館

8月11日(火)・9月8日(火)  
10:00~15:00 いなべ市役所 北勢庁舎

☎ 四日市年金事務所 ☎059-353-5513

## 心配ごと相談・無料弁護士相談

8月23日(日) 9:30~11:30 笹尾コミュニティーセンター  
9月7日(月) 9:30~11:30 ふれあいセンター

※弁護士相談は事前に東員町社会福祉協議会まで申し込み、予約してください。

※相談内容が、弁護士法などの法律に抵触する場合は、相談に応じることができませんのでご了承ください。

☎ (社福)東員町社会福祉協議会 ☎76-1560

## 青少年の相談 **予約必要(5日前まで)**

8月19日(水) 19:30~20:30 保健福祉センター

## 消費生活相談 ※申込不要

8月10日(月)・24日(月) 9:00~12:00  
保健福祉センター 2階 第2研修室

☎ 町民課 町民活動係 ☎86-2806

## 北勢地域若者サポートステーション出張相談

就労に対するさまざまな相談をお受けします(無料・要予約)

9月2日(水) 10:00~12:00 保健福祉センター

☎ 北勢地域若者サポートステーション ☎059-359-7280



## 今月の納付は



町県民税(2期分) ..... 8月31日  
介護保険料(2期分) ..... 8月31日  
国民健康保険料(2期分) ..... 8月31日  
後期高齢者医療保険料(2期分) ..... 8月31日

## 広報カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						<b>8月 1</b>
<b>2</b>	<b>3</b> 	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b> 北勢線夏休み親子ツアーズ 7月号P14 読み聞かせ会 P12
<b>9</b>	<b>10</b> 消費生活相談 P22	<b>11</b> 年金相談 P22	<b>12</b> 朝市祭 P17	<b>13</b> 年金相談 P22	<b>14</b>	<b>15</b> 夏の天体観望会 7月号P15 
<b>16</b>	<b>17</b>	<b>18</b>	<b>19</b> 離乳食教室 P22 青少年の相談 P22	<b>20</b> 年金相談 P22	<b>21</b>	<b>22</b> 読み聞かせ会 P12
<b>23</b> 心配ごと相談・ 無料弁護士相談 P22	<b>24</b> 消費生活相談 P22	<b>25</b>	<b>26</b> 育児相談 P22	<b>27</b> 年金相談 P22	<b>28</b>	<b>29</b> 町民ゲートボール大会 P13
<b>30</b> 町秋季テニス大会(ダブルス) P13 いなべ水泳大会 兼B&G海洋センター 水泳大会 P13 大杉谷自然学校へ行こう! (~31日) 7月号P14	<b>31</b>	<b>9月 1</b>	<b>2</b> 北勢地域若者サポート ステーション出張相談 P22	<b>3</b> 認知症介護者相談 および交流会 P19 年金相談 P22 おでかけ広場 P23	<b>4</b>	<b>5</b> 東員フリーマーケット P17

・町民カレンダーと併せてご活用ください。広報とういん発行時点での予定ですので、変更になる場合があります。  
・カレンダー掲載の行事のお問い合わせは各担当課へお願いします。

## 遊びに来てね! 子育て支援センターいんふおめ~しよん

### なかよし広場

日時 月曜日~金曜日  
8:30~ 14:30~  
場所 子育て支援センター



### ちびっこパーク

日時 9月9日(水)  
8:30~11:30  
場所 各幼稚園・保育園

### おでかけ広場

日時 9月3日(木) 9:00~11:30  
場所 笹尾コミュニティセンター  
(笹尾西地区)

子育て相談  
しています

電話・面接  
月曜日~金曜日  
9:00~16:00

対象者 保育園・幼稚園に在園していない  
生後6カ月以上の乳幼児と保護者

申問 子育て支援センター ☎76-1266 (三和幼稚園・みなみ保育園内)  
Eメール nakayosi@intsurf.ne.jp



ふかせ おうだい  
**深瀬 煌大**くん (6歳)  
じんえい  
**仁英**くん (2歳6カ月)  
(六把野新田: 謙介さん・美佳さん)

げんきいっぱいの  
えがおをありがとう!  
ずっとなかよしきょうだいで  
いようね♥

お子さんの写真を載せてみませんか。  
掲載時に就学前のお子さんを対象とします。  
掲載希望の方は、政策課 広報秘書係  
(☎86-2862) までお問い合わせください。

## まちの話題

### わが家の大将 募集

### 太陽福祉文化賞受賞報告が行われました

6月29日(月)、全国盲老人福祉施設連絡協議会による太陽福祉文化賞を受賞された、笹尾東にお住まいの仏像画家、小田朝繁さんが水谷町長を表敬訪問されました。

もともと趣味で花や風景画を描いていたという小田さんは、教員として養護学校や弱視学級のなかで障がいのある子どもと向き合い、子どもやその家族の幸せを願い仏像を描くようになったそうです。80点以上の作品を福祉施設などに寄贈した功績から、この賞を受賞することになった小田さんは「賞より作品を施設に飾っていただいて、一人でも多くの方に安らいでいただけるのが喜び。これを糧に更なる活動に励んでいきたい」と話していました。



### オレンジバス乗車人員が 100万人を達成しました

6月25日(木)、オレンジバスの延べ乗車人員が100万人に達しました。

平成17年4月の運行開始から、住民の皆様のご利用しやすいルートを探しながら、10年3カ月での達成となりました。

今後ともオレンジバスをご利用いただきますようお願いいたします。



### カーブミラーの清掃が行われました

7月11日(土)、12日(日)の2日間、東員町交通安全推進協議会が町内のカーブミラー清掃活動を行いました。

この活動は、毎年夏の交通安全県民運動期間に、町内での交通事故を防止しようとして行われています。およそ40人の会員が交通事故ゼロを願いながら、カーブミラーの鏡面を磨き外観の点検も行いました。



編集後記

稲部幼稚園・いなべ保育園のあい染め体験では、緑色の染液からハンカチを取り出して空気に触れると、酸化して緑色から綺麗な青色に変化していきました。子どもたちも色の変化にびっくりしていましたが、私も初めてみたので、ちょっと感動しました。貴重な体験ありがとうございました。

緑から青へ



(左: あい染め 右: ビワ染め)

町の人口と世帯数 平成27年6月30日現在( )内は前月比  
男12,651人(-1) 女12,970人(+3) 計25,621人(+2) 世帯数 9,187世帯(+9)

子にうより 親がしめそう あいさつ運動  
東員町青少年育成町民会議